

千葉県における化学物質の排出量・移動量について —平成24年度PRTTR届出データの集計結果—

平成26年7月18日
千葉県環境生活部大気保全課
電話 043-223-3855

PRTTR制度（“Pollutant Release and Transfer Register”）は、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する目的で、環境中に排出等される化学物質について、排出量及び移動量を把握、集計、公表する制度です。

このたび、平成24年度のデータについて、県内の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

平成24年度の届出事業所数は1,304事業所（全国8位）、届出排出量は6,588トン（全国7位）、届出移動量は13,912トン（全国4位）であり、前年度と比べ届出排出量は4%、届出移動量は9%それぞれ減少しました。また、制度が開始された平成13年度以降、排出量は減少傾向にあります。

1 集計結果の概要

(1) 届出事業所数（表1）

24年度の届出事業者数は1,304事業所であり、業種別にみると、ガソリンスタンドなどの燃料小売業が最も多く、ついで、化学工業、金属製品製造業となっています。これらの上位3業種で全体の約60%を占めています。

表1 届出事業所数

千葉県（1,304事業所）			（参考）全国（36,504事業所）	
順位	業種名	届出数	業種名	届出数
1	燃料小売業	598	燃料小売業	16,689
2	化学工業	132	化学工業	2,355
3	金属製品製造業	87	下水道業	2,013

(2) 届出排出量・移動量（図1、2）

24年度の届出排出量及び届出移動量の合計は20,500トンであり、その内訳は届出排出量6,588トン、届出移動量13,912トン。

排出先別でみると、大気への排出が6,260トンで届出排出量の95%を占めています。また、移動先別では、ほぼ全量が廃棄物処分となっています。

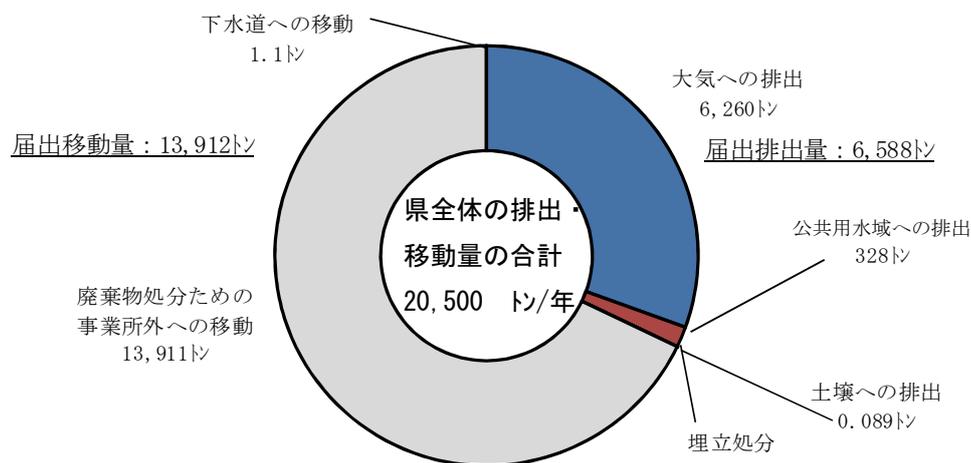


図1 届出排出量・移動量の構成比

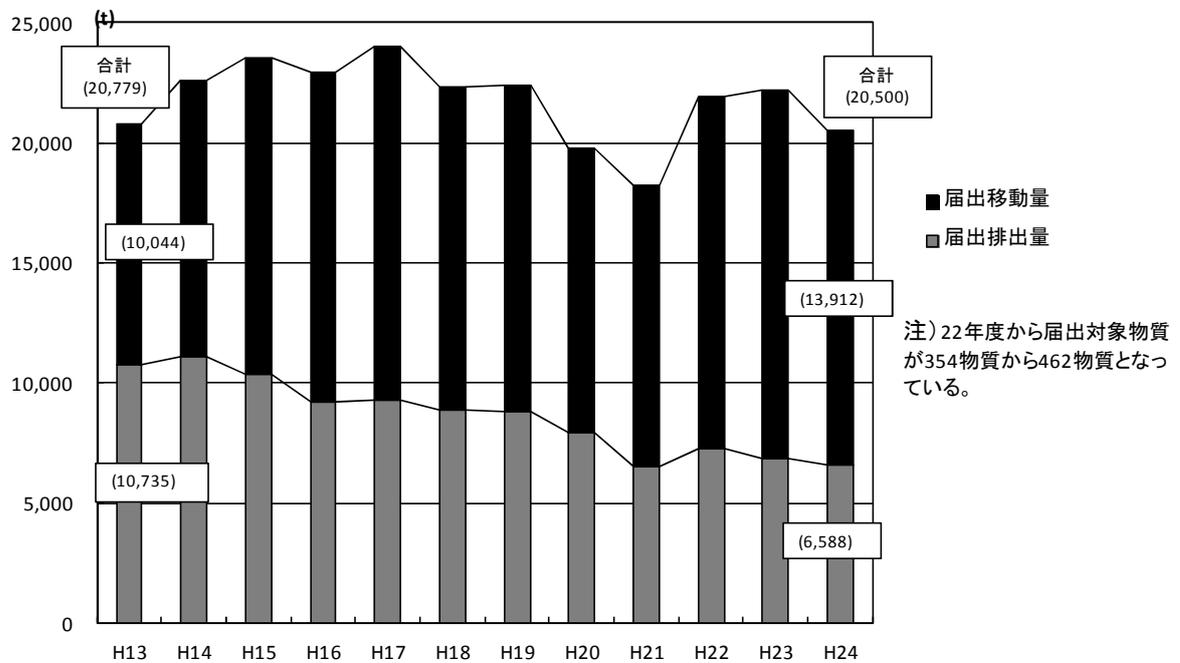


図2 届出排出量・移動量の推移

(3) 業種別の届出排出量・移動量 (表2-1、2-2)

24年度の業種別の届出排出量・移動量は、ともに化学工業が最も多く、届出排出量では、上位3業種で全届出排出量の60%を占め、届出移動量では、1位の化学工業が全移動量の60%を占めています。

表2-1 届出排出量 上位10業種

順位	業種名	届出排出量 (トン)
1位	化学工業	2,533
2位	金属製品製造業	908
3位	輸送用機械器具製造業	538
4位	鉄鋼業	486
5位	プラスチック製品製造業	402
6位	一般機械器具製造業	235
7位	出版・印刷・同関連産業	229
8位	食料品製造業	202
9位	その他の製造業	154
10位	下水道業	140
	その他の業種	760
合計		6,588

表2-2 届出移動量 上位10業種

順位	業種名	届出移動量 (トン)
1位	化学工業	8,586
2位	鉄鋼業	3,120
3位	金属製品製造業	624
4位	プラスチック製品製造業	421
5位	一般機械器具製造業	187
6位	電気機械器具製造業	135
7位	石油製品・石炭製品製造業	113
8位	非鉄金属製造業	111
9位	出版・印刷・同関連産業	106
10位	食料品製造業	98
	その他の業種	411
合計		13,912

(4) 物質別の届出排出量・移動量 (表3-1、3-2)

24年度は、届出対象物質462物質のうち、218物質について、届出がありました。

届出排出量・移動量ともにトルエンが最も多く、また届出排出・移動共に上位3物質でそれぞれの合計量の50%を超えています。

表3-1 届出排出量 上位10物質

順位	物質名	届出排出量 (トン)
1位	トルエン	1,644
2位	ノルマル-ヘキサン	1,468
3位	キシレン	995
4位	塩化メチレン	549
5位	エチルベンゼン	390
6位	酢酸ビニル	298
7位	ふっ化水素及びその水溶性塩	107
8位	ほう素化合物	105
9位	スチレン	103
10位	HCFC-22 (クロロジフルオロメタン)	102
	その他物質	826
合計		6,588

表3-2 届出移動量 上位10物質

順位	物質名	届出移動量 (トン)
1位	トルエン	4,170
2位	マンガン及びその化合物	2,116
3位	酢酸ビニル	1,062
4位	クロム及び三価クロム化合物	582
5位	塩化メチレン	543
6位	キシレン	513
7位	エチルベンゼン	460
8位	亜鉛の水溶性化合物	385
9位	スチレン	347
10位	N,N-ジメチルホルムアミド	316
	その他物質	3,418
合計		13,912

2 化学物質の環境への排出削減の取組み

化学物質の環境への排出は、産業活動によるものが大半ですが、家庭や自動車等も無視できない排出源となっています。

県では、事業者には、化学物質の環境への排出量等を把握するとともに、排出抑制に取り組むなど、自主的に環境影響の軽減に努めるよう指導しています。

また、県民向けに、「千葉県PRTRデータ県民ガイドブック」を作成し、日常生活において、化学物質の使用量を減らす等の協力を呼びかけています。

○事業者による取組みの例

- ①有害な化学物質を含まない(少ない)物を選ぶ。
- ②保管・使用時の化学物質の排出をできるだけ抑えるよう管理を徹底する。
- ③化学物質使用施設に回収・燃焼装置等を設置し、環境への排出を抑制する。
- ④住民との化学物質に係るリスクコミュニケーション*を図る。

○県民による取組みの例

- ①リサイクル可能など、環境への負荷が少ない製品を選ぶ。
- ②必要なものを必要な分だけ使い、化学物質の使用や排出を減らす。
- ③捨てる時にはルールを守って適正に処理し、環境への排出を減らす。

*リスクコミュニケーション：化学物質のリスクを管理し削減するために、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図る場のこと。

3 より詳しく知りたい方へ

千葉県では、化学物質に関する情報を、ホームページで掲載しています。

(1) PRTRデータ集計結果

地域別・物質別等の詳しい集計結果をまとめています。

(2) 千葉県PRTRデータ県民ガイドブック

県民による排出量削減の取組み例等について紹介しています。

○<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/kagakubusshitsu/prtr-shuukei/index.html>

なお、国においても以下のホームページで掲載しています。

○経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/

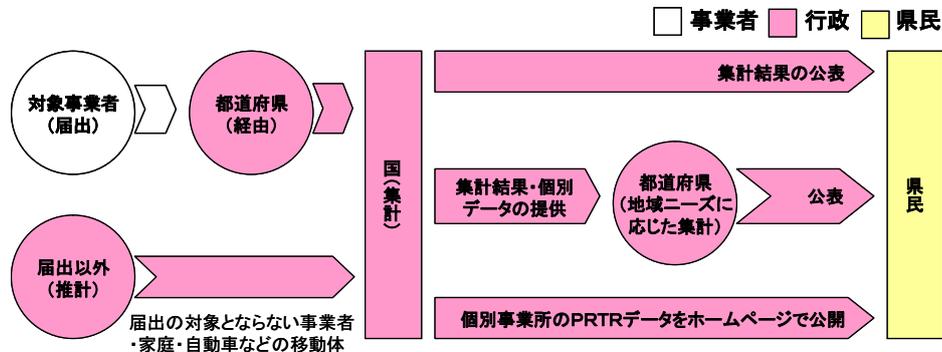
○環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/>

参考

1 PRTR制度の概要

(1) PRTR制度の概要について

PRTR制度（“Pollutant Release and Transfer Register”）は、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する目的で、環境中に排出等される化学物質について、排出量及び移動量を把握、集計、公表する制度です（平成13年度から開始）。



(2) PRTRデータの公表について

公表は、事業者による化学物質の管理の自主的な改善や、県民による化学物質の排出を減らす取組の促進、県民・事業者・行政の化学物質に関する対話の共通基盤とすることを目的としています。

(3) PRTR用語説明

届出排出量 …排ガスや排水などに含まれて大気や公共用水域等へ排出される届出対象物質の量

届出移動量 …下水道への放流、または廃棄物の処理を行うため、事業所外へ運び出された届出対象物質の量

（排出量・移動量には、製品として出荷される量は含まれません。）

2 全国の都道府県と比較した千葉県の状況

表4 都道府県別届出事業所数等の順位（平成24年度）

順位	届出事業所数	届出排出量	届出移動量	届出排出量・移動量の合計
1位	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県
2位	北海道	静岡県	兵庫県	兵庫県
3位	大阪府	広島県	福岡県	千葉県
4位	兵庫県	埼玉県	千葉県	福岡県
5位	埼玉県	兵庫県	大阪府	神奈川県
6位	静岡県	茨城県	神奈川県	大阪府
7位	神奈川県	千葉県	岡山県	埼玉県
8位	千葉県	神奈川県	山口県	静岡県
9位	福岡県	福岡県	埼玉県	岡山県
10位	東京都	岐阜県	茨城県	茨城県
平成23年度の順位	8位	8位	2位	3位